

公会計整備の一層の推進に向けて  
～中間取りまとめ～

平成18年6月14日

財務大臣 谷垣 禎一 殿

財政制度等審議会会長  
西室 泰三

財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会は、公会計整備の一層の推進に向けて議論を重ね、ここにその成果を中間的に取りまとめた。

政府においては、この中間取りまとめの趣旨に沿い、公会計整備の一層の推進に向けた積極的な取組みを進めるよう強く希望する。

## 「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」のポイント

### 1. 財務書類の一層の活用について

#### (1) 国民に対するわかりやすい説明

- 財務書類の公表に際し、様々な媒体を通じて、わかりやすい説明に努めるべき。

#### (2) 財政活動の効率化・適正化のための財務書類の活用

- マクロ面:「国の財務書類」における情報を活用。
- ミクロ面: 予算書・決算書を見直して政策評価との連携を強化するための検討作業の成果を踏まえ、「省庁別財務書類」におけるコスト情報の開示方法等について、今後、ワーキンググループにおいて検討。

#### (3) 財務書類の作成・公表の早期化

- 新たなシステムを導入するか否かについて、東京都の事例も参考にしつつ、コストとメリットを検討すべき。

### 2. 特別会計に関する情報開示の在り方について

- 一覧性・総覧性を持った形で国の財政状況を説明するための新たな予算参考書類を作成。
- 全特別会計について、法律の規定に基づき、企業会計

の考え方を活用した財務書類を作成。

- 特別会計の一定の財務情報について、容易にアクセスできる方法による開示を義務づけ。

### 3. 地方における取組みとの連携について

- 国と地方の財務書類について、できる限りの整合性が図られた上で、地方における財務書類作成の一層の普及が進められることを期待。

### 4. 国際的な公会計に関する基準との関係について

- 今後とも公会計の基準の議論に際し、「国際公会計基準(IPSAS)」を参考にしていくことが適当。
- 「国民経済計算(SNA)」や「政府財政統計(GFS)」といったマクロ統計の基準とIPSASとの調和を図るための国際的な検討の状況を注視すべき。

### 5. その他

- 公的年金に係る負債計上の在り方について、ワーキンググループにおいて再度検討。

## 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| はじめに .....                      | 1  |
| 1. 財務書類の一層の活用について.....          | 2  |
| (1) 国民に対するわかりやすい説明.....         | 2  |
| (2) 財政活動の効率化・適正化のための財務書類の活用.... | 4  |
| (3) 財務書類の作成・公表の早期化.....         | 7  |
| 2. 特別会計に関する情報開示の在り方について.....    | 8  |
| 3. 地方における取組みとの連携について.....       | 10 |
| 4. 国際的な公会計に関する基準との関係について.....   | 11 |
| 5. その他 .....                    | 13 |
| おわりに .....                      | 14 |

- 名簿
- 審議経過
- 参考資料

## はじめに

財政制度等審議会は、平成15年6月に取りまとめた「公会計に関する基本的考え方」において、公会計の意義、目的について整理を行い、特に企業会計の考え方を活用した財務書類については、「情報開示と説明責任の履行」及び「財政活動の効率化・適正化」という機能を果たすものとして位置づけたところである〔資料1参照〕。さらに、当審議会としては、こうした財務書類を作成するための基準の整備を進め、平成15年6月には「新たな特別会計財務書類の作成基準」を、平成16年6月には「省庁別財務書類の作成基準」を取りまとめたところである。その後、これらの基準に基づき、各省庁より「特別会計財務書類」や「省庁別財務書類」が作成・公表され、さらに、昨年9月には財務省主計局より一般会計と特別会計を合わせた国全体のストックとフローの財務情報を提供する「国の財務書類（平成15年度）」が作成・公表された。これにより、これまで順次整備を進めてきた公会計に関する財務書類が一通り出揃ったところである〔資料2参照〕。

今後は、こうした財務書類が十分に活用され、その本来の機能が果たされるようにしていくことが重要な課題であり、昨年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」においても、公会計の整備について一層の推進を図るべきとの方針が盛り込まれたところである〔資料3参照〕。こうした中、当審議会では、財務書類の一層の活用に向けた方策等について、財政制度分科会 法制・公会計部会 公会計基本小委員会及び公企業会計小委員会の合同会議において、本年4月より5回にわたって審議を行い、その成果を中間的に取りまとめた。今後、この中間取りまとめの趣旨に沿った取組みを進め、公会計情報を一層充実させ、その活用を推進すべきである。

# 1. 財務書類の一層の活用について

## (1) 国民に対するわかりやすい説明

企業会計の考え方を活用した財務書類による「財政状況等に関する情報開示と説明責任の履行」については、毎年度の「省庁別財務書類」及び「国の財務書類」が作成・公表されることとなったことにより相当程度の進展が図られたと考えられるが、そこで開示されている内容を適切に理解することは、一般の国民にとって必ずしも容易なことではない。

財務省をはじめ各省庁においては、これら財務書類の公表に際し、例えば次のような点に留意しつつ、必要な解説を加えるとともに、ホームページやパンフレット等様々な媒体を通じて、わかりやすい説明に努めるべきである〔資料4参照〕。

- 国のストックの財政状況を示す「貸借対照表」における資産・負債差額は、一般会計と特別会計の合算ベースでマイナス245兆円（平成15年度）となっているが〔資料5参照〕、この資産・負債差額を計算する際の資産には、道路や河川等といった公共用財産のように、国民に便益を及ぼしているものの、売却を想定しようがないものが相当程度含まれていることに留意すべきである。

他方、納税者の観点から見た場合における将来の国民負担については、基本的に将来世代が税負担により償還することとなる普通国債残高（平成15年度末で457兆円程度）が一つの目安となろう。

（注1）将来の国民負担の水準については、金融資産と負債の差額をもって目安とすべきとの考え方もある。

（注2）資産・負債差額の数字そのものをもって将来の国民負担の水準と考えることが適当ではないことは、補助金等による資産形成などの結果として資産・負債差額がプラスとなっているが、相当の地方債残高を抱えている

地方公共団体のケースについて考えてみれば、より明確に理解されよう〔資料6参照〕。

(注3) 国有林野事業特別会計における6.7兆円という立木竹資産の計上価額(植栽、保育等のために過去に投資された額の累計)については、材価の低迷などから、企業会計における減損会計の考え方を仮にあてはめた場合、計上価額よりも低くなることも想定されるとの論議がある。しかしながら、同特別会計は、平成10年の抜本的改革以降、国有林野の管理経営の基本を木材生産から公益的機能(水源かん養、土砂流失防止など)の維持増進に転換しており、現在、国有林野の9割が公益的機能を重視する公益林で、木材生産を重視する資源循環利用林は1割という現状において、企業会計の考え方をそのまま当てはめることには問題があろう。この点は、今後、同特別会計の在り方が論議されていく中での検討が必要と考えられる。

- 平成15年度の国の「業務費用計算書」に示されている業務費用合計(一般会計と特別会計の合算ベースで123兆円〔資料7参照〕)は、いわば企業会計に準じた手法により計算された国のフローの財政規模を表しているといえよう。これに対して、平成15年度歳出決算(現金ベース)の総計額は440兆円、会計間の重複計上等を控除した純計額は231兆円となっているが、これらの数字の違いは、重複計上等の控除に加えて、企業会計の考え方に基づいた場合に借入金の元本償還が費用と認識されないこと、費用に投資支出が含まれず減価償却費が含まれること等によるものである〔資料8参照〕。
- 平成15年度の国の「資産・負債差額増減計算書」に示されている業務費用合計と財源の差額(一般会計ベースでマイナス31兆円〔資料9参照〕)は、企業会計に準じた手法により計算された国のフローの財政状況を表す情報の一つである。業務費用合計が税収等の財源を上回っている状況は、企業会計になぞらえれば、それだけ赤字決算になっている状況といえるが、これは、当該年度において、国

民にとって国の行政サービスによる受益とそれに対する負担のバランスがとれていないという見方ができ、業務費用に対する財源の不足分だけ将来への負担の先送りが生じていることを示している。

(注) 業務費用合計と財源の差額がゼロとなることは、当該年度に発生した業務費用(利払費を含む)を同年度の税收等によって賄っている状態(発生ベース)を示しており、企業会計になぞらえれば、損益ゼロの状態である。これに対して、財政法が想定している財政均衡は、同年度の税收等によって利払費だけでなく債務償還費も賄っている状態(現金ベース)である。また、基礎的財政収支(プライマリー・バランス)の均衡は、同年度の税收等によって利払費と債務償還費を除いた歳出を賄っている状態(現金ベース)である。

## (2) 財政活動の効率化・適正化のための財務書類の活用

国全体の財政活動を効率化・適正化していく手法としては、予算のマネジメント・サイクル(Plan-Do-Check-Action)を強化する観点から、現在でも会計検査院による決算検査に加え、各省庁における政策評価や財務省主計局による予算執行調査などが行われており、また、予算編成・執行過程において公共事業などの事業評価が行われている〔資料10参照〕。さらに、今後は予算書・決算書の見直しによる予算・決算と政策評価との連携の強化も予定されているところであるが〔資料11参照〕、これらと併せてこれまでに整備されてきた財務書類を活用することによって、一層の財政活動の効率化・適正化を図ることが重要である。その際には、諸外国や地方公共団体での取組みも参考としつつ、マクロ・ミクロ両面からの活用を促進すべきである。なお、今後、財務書類の作成が毎年度積み重ねられていくことにより、経年変化を踏まえたより深い分析が行えるようになるとともに、国民への情報開示が充実することが期待される。

## ① マクロ面からの活用

「国の財務書類」における情報の活用については、最近、国会の予算審議等において「国の財務書類」が取り上げられており、また、政府資産・債務改革の議論においても「国の財務書類」の貸借対照表が活用されているが、以下のような点に留意して、さらにその活用を図るべきである。

- 貸借対照表における資産・負債差額の金額そのものは、将来の国民負担の水準を表しているものとはいえませんが、その経年変化を踏まえた分析を行うことにより、国の財政状況がどのように好転しているのか悪化しているのかをみることができる。
- 国の業務の独立行政法人等への移行が進められる中で、国と独立行政法人等を合わせたフローとストックの財務状況を把握するため、連結財務書類を活用すべきである。
- 国の資産の圧縮の議論に当たっては、個々の資産について売却可能かだけではなく、圧縮により財政健全化への貢献が期待できるかなど、それぞれの性格に応じた検討が必要である。

## ② ミクロ面からの活用

予算の執行責任を負っている省庁ごとや政策単位レベルでの財政活動の効率化・適正化を図っていくためには、「国の財務書類」よりも「省庁別財務書類」における情報を活用していくことが適切と考えられる。ただし、現行の「省庁別財務書類」において提供される財務情報は、省庁別、一般会計・各特別会計別といった単位で開示されており、基本的に政策単位での開示とはなっていないため、その活用には限界がある。そこで、現在検討が行われている予算書・決算書の表示区分を見直して政策評価との連携を強化する作業の成果を踏まえ、その一層の活用を図っていくべきである。

こうした活用の際に必要となる「省庁別財務書類」におけるコ



スト情報の開示の方法等については、今後、当審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会の公企業会計ワーキンググループにおいて具体的な検討を行っていくこととしたい。

(注) 予算書・決算書の表示区分の見直しのスケジュール

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)等を踏まえ、政策評価における「施策」を原則的な単位とする方向で検討しており、平成18年度中に実務的な検証を終え、平成20年度予算を目途に実施することを目指している。

また、企業会計の考え方を活用した財務書類については、一定の基準に基づき性格の類似した団体等との間の比較を行う上で有用であることに鑑み、地方公共団体同士の財政状況の比較・分析や、独立行政法人の業務実績の評価における類似した形態の業務を行う他法人との比較・分析などにおいて、その具体的な活用を図るべきである。

#### (参考1) 諸外国の取組み

諸外国における財務情報などを活用した財政活動の効率化の試みとしては、古くは米国のPPBSなどが有名である。最近の事例としては英国の地方自治体において、ベンチマーキング・システムが導入され、各自治体で同様に行われている事業について最も効率的に行っている自治体における行政手法が広く行われるようにする試みが行われていることなどが注目される場所である。

#### (参考2) 地方公共団体の取組み

我が国においても、岩手県北上市や大分県臼杵市など多くの地方公共団体において、財務情報などを活用して財政活動の効率化を目指す取組みが行われている〔資料12参照〕。

また、東京都においては、本年度から複式簿記・発生主義会計の

考え方を加えた会計制度のシステムを導入し、日々の会計処理の段階から従来の現金の動きに加えて必要な範囲で複式簿記情報を蓄積することにより、財務諸表を効率的に作成することができる体制が整備されたところである。同システムによって、個別事業に着目した事業別財務諸表の作成に必要なデータの提供も可能となり、その活用を図っていくこととされている〔資料13参照〕。

### (3) 財務書類の作成・公表の早期化

財務書類の公表時期については、現段階では次のような状況となっているが、財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期にその作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある。

- ① 「省庁別財務書類」については、歳入歳出決算の計数が確定した後、省庁ごとに一般会計及び特別会計の財務書類を作成し、さらにそれを合算・相殺消去し、独立行政法人等を連結するなどの作業を行っていることから、その完成・公表時期は、決算の計数確定の翌年春頃となっている。

(注)「省庁別財務書類」(連結財務書類を含む)の公表時期

- ・ 平成15年度決算分：平成17年4月27日
- ・ 平成16年度決算分：平成18年3月31日(前年度決算分より約1か月早期化)

- ② 「国の財務書類」については、(ア)一般会計と特別会計を合算したもののほか、一般会計のみのもので及び一般会計と特別会計に独立行政法人等を連結したものの3種類を作成していること、(イ)省庁や独立行政法人等との膨大な数の取引を相殺消去する必要があること等により、その完成・公表時期は、「省庁別財務書類」

の公表の約5か月後となっている。

(注) 平成15年度決算分の「国の財務書類」は、平成17年9月26日に公表。

なお、財務書類の作成・公表の早期化に関する取組みとしては、東京都において従来の歳入歳出決算と合わせて財務諸表が同時に作成されるシステムが導入されている〔資料13参照〕。国において同様のシステムを導入するとすれば、相当のコストがかかることが予想される所であり、新たにこうしたシステムを導入するか否かについては、東京都の事例も参考にしつつ、導入する際のコストとメリットについて十分比較衡量を行いながら、検討を行っていくべきである。

## 2. 特別会計に関する情報開示の在り方について

特別会計の見直しについては、昨年11月に当審議会において「特別会計の見直しについて～制度の再点検と改革の方向性～」を取りまとめ、特別会計の廃止・統合、剰余金・積立金の点検、予算内容の厳格な精査といった事項に関する提言に加え、特別会計の現状等に関して国民への説明責任を十分に果たすべきである旨の指摘を行ったところである。

さらに、昨年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」や、本年5月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)においても、特別会計改革の一環として、国民への説明責任を十分に果たす観点等から、特別会計に関する情報開示についての基本方針が盛り込まれているところである〔資料3参照〕。これらの基本方針を踏まえ、特別会計については、次のような改善措置を講じるべきである。

① 国全体の財政状況の一覧性確保のための情報開示

一覧性・総覧性を持った形で国の財政状況を説明し、十分な説明責任を果たすため、特別会計の歳入・歳出につき、各省庁別に経費を示す所管別区分と、社会保障関係費や公共事業関係費等の主要な経費別の区分を行い、一般会計と合わせた総計額及び純計額ベースで所管別や主要な経費別の計数を取りまとめた予算参考資料を新たに作成する〔資料14参照〕。なお、具体的な情報開示の内容や実施時期について、さらに検討を行うものとする。

② 特別会計財務書類の法定化

全ての特別会計について、法律の規定に基づき、企業会計の考え方を活用した財務書類（「貸借対照表」、「業務費用計算書」、「資産・負債差額増減計算書」及び「区分別収支計算書」）を作成する。なお、この措置に関しては、以下の事項について、さらに検討を行うものとする。

- ・ 会計検査院の関与の在り方（正確性の担保等）
- ・ 当該財務書類の作成基準（企業会計の慣行を参考とした基準によるべきこと等）の法令上の位置づけ
- ・ 当該措置の実施時期
- ・ 当該財務書類の国会提出の時期

③ 国民が容易にアクセスできる方法による情報開示の義務づけ

特別会計の財務情報のうち一定の範囲のものについて、国民が容易にアクセスできる方法による情報開示（所管各省庁のホームページへの掲載など）を義務づける。なお、この措置に関しては、「一定の範囲」に、上記②の財務書類のほかどのような情報が含まれるべきかについて、さらに検討を行うものとする。

### 3. 地方における取組みとの連携について

地方における公会計に関する取組みとしては、総務省（旧自治省）において「地方公共団体における総合的な財政分析に関する調査研究報告書」（平成12年3月、平成13年3月）が取りまとめられ（いわゆる総務省方式）、これに基づき、都道府県や市区町村において、バランスシートや行政コスト計算書が作成・公表されてきたところである。また、一部の地方公共団体においては、独自に設定した基準に基づき財務書類を作成・公表している例もみられる。

地方公共団体におけるバランスシート等（平成15年度版）の作成状況をみると、都道府県及び政令指定都市においては、全ての団体においてバランスシートの作成を行っており（作成中及び作成予定を含む）、東京都などのように公会計に関し先進的な取組みを行っているところもあるが、市区町村を含めた全ての地方公共団体が作成しているわけではなく、特に町村においては、バランスシートを作成している団体は半分に満たない〔資料15参照〕。

こうした中、総務省においては、本年5月、「新地方公会計制度研究会」が報告書を取りまとめ、原則として国における財務書類の作成基準に準拠するとの考え方の下で2つのモデルを提示するとともに、地方公共団体における新たな公会計制度の導入を促進するため、実務レベルの検討の場を早急に設置し、導入円滑化策や問題点の把握を図ることなどの提言を行ったところである〔資料16参照〕。

これまで多くの地方公共団体において整備されてきた財務書類については、現在の国の財務書類とは作成する計算書の種類等に違いがみられるところであるが〔資料17参照〕、今後の取組みを通じて、国と地方公共団体の間においてできる限りの整合性が図られた上で、地方公共団体における財務書類作成の一層の普及が進められることを期待したい。こうした取組みが進められることにより、最終的には国と地方公共団体とを

合わせた財務書類を作成することも可能となると考えられる。

(注1) 国の基準については、平成15年6月の時点で取りまとめた「新たな特別会計財務書類の作成基準」における計算書の体系は、総務省方式に類似するものであったが、その後、一般会計と特別会計を合わせた「省庁別財務書類」の作成基準を取りまとめるに際し、基本的に税収等を財源として国民にサービスを提供するという民間企業には見られない公会計の特性を勘案して見直しが行われて現在の体系となっているものである。

(注2) イギリスにおいては、国と地方自治体等とを合わせた財務書類の作成に向けた検討が行われている。

(注3) 国と地方公共団体とを合わせた財務書類の作成に関しては、貸借対照表の試作から取りかかることも一つの考え方である。

## 4. 国際的な公会計に関する基準との関係について

国際的な公会計に関する基準としては、次のようなものがある〔資料18参照〕。

### ① 国民経済計算（SNA）

一国の経済の状況について、全ての経済主体を対象として、国際的な統一基準に基づいて記録し、国際比較を可能とすることを目的とする。基準作成主体は、国際連合。

### ② 政府財政統計（GFS）

公的部門を対象として、国際的な統一基準に基づいてその財政状況を記録し、国際比較を可能とすることを目的とする。統計の対象となる政府部門（一般政府）の範囲や会計ルールは国民経済計算（SNA）とほぼ共通。基準作成主体は、国際通貨基金（IMF）。

### ③ 国際公会計基準（IPSAS）

公的主体の財政状況について、企業会計に準じた基準に基づき開示することにより、他の主体との比較を可能とすることを目的とする。基準作成主体は、国際会計士連盟の下に設けられた国際公会計基準審議会（IPSASB）。

上記の国際的な基準のうち、「国際公会計基準（IPSAS）」については、原則として企業会計の基準に準拠しつつ、公的主体の特殊性に配慮した修正を行うというアプローチを採っているが、この点は我が国の「省庁別財務書類の作成基準」や「独立行政法人会計基準」と基本的に同様である。実際にも、「省庁別財務書類の作成基準」において資産や負債の定義を設ける際の検討や、「独立行政法人会計基準」において固定資産の減損に係る会計基準を設定する際の検討などにおいては、「国際公会計基準（IPSAS）」を参考にしてきたところであり、今後とも、我が国における公会計の基準に関する議論に際して、これを参考にしていくことが適当である。また、「国際公会計基準（IPSAS）」の策定過程等において必要に応じて、基準作成主体に対して、我が国サイドから積極的に意見を述べることも重要である。

また、「国民経済計算（SNA）」や「政府財政統計（GFS）」といったマクロ統計作成のための基準と「国際公会計基準（IPSAS）」については、関係国際機関等において、それらの調和を図るための検討が行われているところであり、我が国の公会計関係者においても、こうした検討の状況を注視していく必要がある。

なお、「国の財務書類」と「国民経済計算（SNA）」では、例えば、公的年金債務や退職給付引当金といったものが前者では負債と認識されるのに対して、後者では負債とは認識されないなどといった相違がみられるところであるが〔資料19参照〕、両者の性格の違いに留意しつつ、資産・負債の計上方法等について必要な調整が検討されるべきである。ま

た、マクロ統計に関しては、「国民経済計算（SNA）」の公的部門の計数について、基礎統計との間の整合性を一層確保するため、関係府省の間で緊密な連携が図られるとともに、諸外国に比べデータ整備の取組みが遅れている「政府財政統計（GFS）」について、より積極的にデータの整備の促進が図られることが望まれる。

（注）「国民経済計算（SNA）」と企業会計の関係〔資料20参照〕

国民経済計算は、基本的に、ある期間内に企業や個人の経済活動の結果として新しく生産された財貨・サービスの付加価値額を計測するものである。それに対して、企業会計は、企業活動を収益とその収益を得るために要した費用の両面からとらえて、その結果としてどれだけの損益になるかを計測するものである。

公会計を財政活動の効率化・適正化の手法として活用しようとする場合には、費用と収益の両面からとらえる企業会計の手法の活用が有効といえよう。国民が税という形で国のサービス提供に要する費用を負担しており、一時的には財政赤字を計上できるとしても、世代間を通じてはその費用と負担（国の収入）をバランスさせなければならないという意味においても、国の会計を企業会計の考え方を活用して分析することが有用であると考えられる。

他方、財政状況の国際比較を行うに際しては、現状では企業会計の考え方を活用した財務書類を作成している国は少数にとどまっており、またその基準も様々であることから、国際的にその手法がほぼ確立されている国民経済計算による統計の活用が有用であると考えられる。

## 5. その他

現行の「省庁別財務書類の作成基準」においては、公的年金に係る負債の取扱いについて、5年に1回行われる財政再計算による将来の財政



見通しにおける各年度末の所要積立金に相当する額を「公的年金預り金」として負債計上することとされている〔資料2 1参照〕。

この基準設定後の平成16年に公的年金の新たな財政再計算が行われたところであるが、積立金見込額が前回の財政再計算よりもかなり下回ることとなり、切替年度の前後で「公的年金預り金」として負債計上する金額が大幅に減少したところである〔資料2 2参照〕。こうした基準設定当時の想定を超えるような事態が生じたことを踏まえ、公的年金に係る負債計上の在り方について、公企業会計ワーキンググループにおいて再度検討を行うことが適当である。

## おわりに

従来の公会計で中心とされてきたのは予算による財政の民主的統制であり、その担保のために事前に国会の議決を受けた予算が国会の議決どおりに執行されたかをチェックすることが公会計の決算の主たる機能であった。それに対して、この中間取りまとめで取り上げている財務書類の活用は、予算が国会での議決どおりに執行が行われたかではなく、予算執行の透明性を高めるとともに、予算執行が効率的かつ適正に行われたかを企業会計の手法を活用してチェックしようとする新たな試みである。

このような新たな試みは、企業会計における管理会計の手法の公会計への導入という面を持っているものであるが、財務書類のこのような形での活用は必ずしも容易ではない。そのことは、諸外国においても、同様の努力が不断に行われているものの、新たな財務書類の活用の結果として財政活動が定量的にどれだけ効率化されたかを検証した事例は現時点では把握されていないことなどから理解されるところであろう。したがって、財務書類の分析によって国の予算が直ちに効率化されるという

ことが期待されるものではないが、予算を効率化していく試みは厳しい財政事情の下にある我が国としては、極めて重要なことである。こうした観点から、この中間取りまとめにおいて提言を行ったマクロ・ミクロ両面からの財務情報の活用の促進等について、今後、できる限りの努力が払われるべきである。